

平成29年1月24日

## 政務活動費領収書等のインターネット公開について（案）

（1）公開場所

堺市議会ホームページ

（2）公開開始日及び公開期間について

現在、紙ベースで行っている市政情報センターでの閲覧の規定に合わせる

①公開開始日

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第3項の規定に基づき、7月8日から公開する。

②公開期間

同条例第9条第3項の規定に基づき、3年間の公開とする。

（3）公開対象

市政情報センターで閲覧に供するものを、スキャナで電子化したもの（紙ベースと同内容）

（4）公開イメージ

別紙参照